

北海道告示第10270号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

令和4年3月1日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	住所	
北海道第3040号	副産石灰肥料	くみあい転炉珪酸苦土石灰12号	アルカリ分 40.0 く溶性苦土 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制約事項は公定規格のとおり	株式会社テツゲン	東京都千代田区富士見一丁目4番4号	令和4年(2022年)3月1日